「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月を中心に、過労死等をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを全国で開催しています。徳島県でも、令和6年11月21日(木)に、徳島大学常三島キャンパスにある地域連携大ホール(けやきホール)において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました。シンポジウムでは、徳島労働局中村労働基



(主催者挨拶) 徳島労働局中村労働基準部長

準部長から主催者を代表して挨拶し、中嶋監督課長から過労死等防止対策などについ



て報告を行いました。また、協同食品株式会社管理部部長の三谷友哉氏より「働きやすい職場づくりの取り組み」と題して、自社での取り組み事例の発表を、NPO法人 POSSE代表の今野晴貴氏より「健康とキャリアを守る『労働法』の使い方を知る重要性」と題した基調講演をいただいたほか、過労死遺族の声として、東九州過労死を考える家族の会の川浪晴美さんにご登壇いただきました。

(労働局報告) 中嶋監督課長

事例発表

三谷氏からは、人材確保の観点から様々な取り組みをはじめ、結果、働きやすい職場環境に変わってきたことが紹介されました。人材不足から従業員1人当たりにかかる負荷・残業が増え、退職するという悪循環の会社に人は来ない、この悪循環を断ち切るには人に来てもらう必要があり、そのため、様々な組みを進めてきたと話されました。

(以下、取り組み事項など)

- ・労働時間の削減、平準化のために多能工化を進めた。
- 有給休暇の取得状況を日々管理した。
- ・若手従業員の会による企業価値向上委員会を作り、意見をもらった。
- 製造業では珍しいフリーアドレスオフィスを導入した。

- ストレスチェックの結果分析、改善策の実行により、高ストレス者割合が減った。
- 最近は求人票を出していない。理由は退職者が出ないから。20 歳代の離職率はゼロである。
- 従業員とのやり取りをするアプリを作った。 名称はファミリー。

発表の中で、「仕組み、制度はあくまでツールにすぎず、どう取り組むかが大事。従業員を大切にしないとうまく進まない。」、「働きやすい職場にするため、会社が一方的にやるのではなく、従業員から意見を聞く場を設けた。」とも話され、最後に、「従業員は家族。従業員ひとりひとりと寄り添い、個人の考え方、力量に合わせた労務管理が重要である。」、また、学生に向けては、「就活に際し仕事内容はもちろんだが、それより働く環境をしっかり見極めるほうがよい。」と話されました。



(企業からの取り組み事例発表) 三谷友哉氏

基調講演

今野氏からは、NPO 法人立ち上げ時には、非正規からの相談より正社員からの相談が多くあり、それも大手企業からの情報があったことが紹介され、ブラック企業の問題として、「ブラック企業は外から見分けることができず、リストもない。正社員でありながら、健康が維持できず、働き続けることができなくなる。経営戦略として人を使いつぶして利益を追求するという新しい労務管理の問題である。」、「過労死・自死・鬱などは自分が請求しないと問題化されず、違法行為は訴え出なければ違法とはならないため、権利を知ること、行使することが大切だ。」と述べられました。



(基調講演) 今野晴貴氏

ブラック企業は権利を行使させない戦略を たて、法律のグレーゾーンを巧みに利用する として、雇用終了の4つのパターンと、辞職 の場合、多くが違法行為を理由としていたこ とが紹介されました。また、ブラック企業の 類型として、必要以上に採用し、自己都合退 職させる選別型、固定残業代、管理監督者と しての扱いなどによる使い潰し型があり、契 約成立過程のグレーゾーンとして、求人内容 と内定・労働契約時、入社後の実際の給与な ど途中で条件が変わる会社は要注意であると 強調されました。 また、「ブラック企業の見分け方として、公表されている客観的なデータを見ること。契約内容の記載事項があいまいな企業。求人情報、説明会、内定、本採用、その過程で話が変わる企業は要注意。そして、問題が起こった時に備えて、労働時間と勤務内容の記録をとること。ハラスメント関係ではメール記録や録音も。自分の法的権利を行使するために記録を残すことは違法ではない。」と述べられ、「労働問題で困ったことがあれば相談できる機関に相談すること。また、労働組合には一人で入れる組合もあり、外部の労働組合も活用できる。弁護士に相談する場合は労働側の立場に立つ弁護士に。」と締めくくられました。

過労死遺族の声

過労死遺族の声として、東九州過労死を考える家族の会の川浪晴美さんに登壇いただきました。

川浪さんは、地元の食品卸売会社に大学新卒で就職した息子さんが、営業の仕事をする中で、月165時間の残業で精神障害を発症し、自死するに至った経過について、「営業のルート研修では午前6時から午後10時過ぎまで、食事をする時間もないほど働いた。」、「得意先には飲食店が多く、土日や深夜など顧客の要望に応えるため、サービス

残業していた。」、「何度か退職を申し出たが、 3年間がんばれと引き止められ、そのうち 同僚が先に退職した。」、「過労死は世界に 通じる言葉であり、日本の重要な社会問題 である。」、「コストを重視し、精神論でサー ビス残業を強いている。」と涙ながらに語ら れました。

企業の労務担当者に向けては「新卒若者の働き方に配慮してほしい。」、「過労死は人災であって防止できる。企業のトップが真剣に取り組み、過重労働にならないよう環境を整備してほしい。」、と訴え、「なぜ息子が助けを求めるまで待っていたのだろう。」と後悔し、「息子を助けられなかった



(過労死遺族の声) 川浪晴美さん

ことで苦しい思いで人生を過ごしている。」、「過労死防止について多くの人に関心を持ってほしい。」と話されました。

シンポジウムには別会場を含め、学生、一般あわせて約 140 名の参加があり、テレビ、新聞でも報道されました。

(労働局報告資料)



(案内リーフレット)

